## 主 文

#### 本件抗告を棄却する。

#### 理 由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、原判断はなんら所論引用の判例と相反するものではないから、所論は理由がなく、その余は、違憲をいう点をも含め、 実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

# 昭和五七年一一月一二日

### 最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官
_	誠	田	和	裁判官